

○みどり市附属機関設置条例

平成18年6月26日

条例第202号

改正 平成18年9月22日条例第209号

平成18年9月22日条例第215号

平成20年3月10日条例第13号

平成22年8月31日条例第29号

平成23年6月28日条例第21号

平成23年12月20日条例第29号

平成25年6月28日条例第26号

平成25年12月27日条例第40号

平成28年3月28日条例第9号

平成29年6月30日条例第14号

平成30年3月28日条例第4号

令和2年3月27日条例第1号

令和2年7月1日条例第15号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、別に定めがあるものを除き、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、所掌事項、委員その他の構成員及び運営に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月22日条例第209号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年7月15日から適用する。

附 則(平成18年9月22日条例第215号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月10日条例第13号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月31日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月20日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(みどり市報酬費用弁償支給条例の一部改正)

2 みどり市報酬費用弁償支給条例(平成18年みどり市条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成28年3月28日条例第9号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(みどり市報酬費用弁償支給条例の一部改正)

2 みどり市報酬費用弁償支給条例(平成18年みどり市条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成30年3月28日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(みどり市報酬費用弁償支給条例の一部改正)

2 みどり市報酬費用弁償支給条例(平成18年みどり市条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和2年3月27日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(みどり市報酬費用弁償支給条例の一部改正)
- 2 みどり市報酬費用弁償支給条例(平成18年みどり市条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和2年7月1日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(みどり市報酬費用弁償支給条例の一部改正)
- 2 みどり市報酬費用弁償支給条例(平成18年みどり市条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表(第2条関係)

(平18条例209・平18条例215・平20条例13・平22条例29・平23条例21・平23条例29・平25条例26・平25条例40・平28条例9・平29条例14・平30条例4・令2条例1・令2条例15・一部改正)

附属機関	設置目的	委員の数
みどり市大間々博物館運営審議会	館長の諮問に応じ、大間々博物館の事業の企画及びその実施について調査、審議する。	6人以内
みどり市健康づくり推進協議会	市の健康づくりの推進に関し市長の諮問に応じて審議し、意見を建議する。	10人前後
予防接種健康被害調査委員会	市で実施する予防接種によって健康被害が生じた場合、当該事例について医学的な見地からの調査、助言等を行う。	5人以内
みどり市都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画法第18条の2の規定に基づくマスタープランの策定について審議し、円滑に推進するため。	20人以内
みどり市介護認定審査会	介護保険法に定める審査会で、厚生労働省令による要支援、及び要介護認定基準に照らし合わせ、審査判定を行う機関	30人以内

みどり市総合計画審議会	市長の諮問に応じて、本市の総合計画について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。	25人以内
富弘美術館管理運営委員会	富弘美術館の円滑な運営を図るため。	10人以内
みどり市補助金等検討審議会	市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。	7人以内
みどり市男女共同参画審議会	市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。	15人以内
みどり市国民宿舎指定管理者選定委員会	みどり市国民宿舎に係る指定管理者の候補者の選定について、市長の諮問に応じ、審議及び意見の答申を行う。	8人以内
みどり市観光振興計画策定委員会	市長の諮問に応じて、市の観光振興計画の策定等について、調査、審議及び意見の答申を行うこと。	35人以内
みどり市人・農地プラン検討委員会	市が作成する人・農地プランの審査及び検討を行うこと。	15人以内
みどり市教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じて、障害のある児童生徒の適切な就学のため必要な事項について調査審議し、意見の答申を行う。	16人以内
みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会	市長の諮問に応じて、みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の効果等について調査審議し、意見の答申を行う。	5人以内
みどり市認知症初期集中支援チーム検討委員会	みどり市認知症初期集中支援チームの活動状況の検討等を行う。	11人以内
みどり市景観計画策定委員会	市長の諮問に応じて、市の景観計画の策定について調査審議し、意見の答申を行う。	15人以内
みどり市温泉施設整備審議会	市長の諮問に応じて、市が行う温泉施設の整備について調査審議し、意見の答申を行う。	10人以内